

第1号議案

本拠点の水道光熱費の支払いに関する覚書の締結について

(案)

本拠点となるテプコ豊洲ビルにおいて本機関が使用する水道光熱費の支払いについては、建物賃貸人である東京電力株式会社（以下「賃貸人」という。）とではなく、その供給を実施する者と協議し取り決めることを、賃貸人との間で締結した建物賃貸借契約上で規定している。

そのため、当該規定に基づき、以下のとおり水道光熱費の支払いに関する覚書を締結することとしたい。

1. 覚書について
別紙のとおり
2. 契約先
株式会社アット東京
3. 有効期間
平成27年11月9日から1年間
※自動延長あり

以 上

別紙：覚書